

## 障害者基幹相談支援センター及び総合相談情報センター事業について

## 【障害者基幹相談支援センターの概要】

根 拠 法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）第 77 条の 2 第 2 項		
設 置 目 的	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置		
業 務 内 容	障害者や障害児の保護者等に対して、福祉情報をはじめとする必要な情報の提供、助言、権利擁護のための支援及び地域生活の相談等の業務を行う。 総合相談情報センターについては、上記の業務のほか、各区の障害者基幹相談支援センターを統括し、広域的な連携・調整を行う。		
設 置 か 所	基幹相談支援センター 各区 1 か所 市内 7 か所 総合相談情報センター 1 か所（健康福祉プラザ内に設置）		
事 業 開 始 日	平成 24 年 4 月 1 日		
実 施 手 法	特定非営利活動法人 堺市相談支援ネットへ委託		
事 業 費	平成 26 年度委託料	基幹相談支援センター業務	184, 770, 000 円
		総合相談情報センター業務	43, 847, 000 円

## 【設置経過】

これまで、本市では、障害者・児に対する地域での相談支援業務について、平成 13 年度から生活支援センターを順次設置し、センターごとに業務を委託し事業運営を行ってきた。平成 23 年度では、身体・知的・精神の障害者種別ごとに 6 か所、全 18 か所の生活支援センターを置いた。

ところが、支援対象となる障害者の範囲の拡大、障害者ニーズの多様化とともに相談内容も複雑化とともに、様々な課題が生じてきており、その対応と課題解決のため、生活支援センターを再編し障害者基幹相談支援センターを設置することとした。

また、堺市立健康福祉プラザの開設に伴い、各センターを統括し、プラザ内の障害者更生相談所、こころの健康センター、子ども相談所等の専門相談機関と協力し、相談支援業務における広域的な連携・調整を行う健康福祉プラザ内に総合相談情報センターを設置することとした。

（これまでの相談支援事業の課題）

- ・ 障害種別ごとに分かれており、複合的な相談に対応できない。（発達障害や高次脳機能障害など）
- ・ 障害者の高齢化、重度化に伴い、相談内容が複雑多様化してきている。
- ・ 相談件数の増加（相談延べ件数 18, 379 件（H18）→ 36, 638 件（H21））
- ・ 施設併設型が大半で、アクセスが良くないところもある。

（課題解決の対応方針）

- ・ 障害種別を問わず、総合的かつ専門的な支援体制のもと、柔軟かつ迅速に対応できる相談窓口の設置
- ・ 既存の相談機関を再編することによる、相談窓口のワンストップ化
- ・ 複雑多様な相談に対応できるよう、障害種別ごとの専門的相談員を、チーム体制へ再編することによる相談の質の向上
- ・ 健康福祉プラザ内の障害者更生相談所等、専門相談機関との連携構築

## 【想定する事業効果】

- 3 障害の相談窓口のワンストップによる市民サービスの向上
- 区役所及び健康福祉プラザと複層的な相談体制の構築による相談対応の質の向上
- 障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと、生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

（別添参考：基幹相談支援センター パンフレット）